

株式会社 高見澤 定款

株式会社高見澤定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社高見澤と称し、英文では TAKAMISAWA CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 青果物および包装資材の販売
- (2) 青果物の冷蔵および製氷販売
- (3) 米穀、肥料、飼料、食料品、タバコ、酒類、郵便切手および収入印紙の販売
- (4) 精米、製麺の委託加工
- (5) 農畜産物の輸出入、販売および加工
- (6) びん詰め、かん詰および惣菜の製造、販売
- (7) コンビニエンスストアの経営
- (8) 貨物自動車運送事業
- (9) 土木建築の請負業および設計監理
- (10) 測量業
- (11) 建設機械の販売、リースおよび修理
- (12) 一般廃棄物、産業廃棄物の処理、処分および建造物の解体工事とその収集運搬
- (13) 砂利の採取および販売
- (14) 碎石の加工および販売
- (15) 生コンクリートおよび建設用コンクリート製品の製造、販売
- (16) 生コンクリートプラントの賃貸および販売
- (17) 土木建築資材、建設用コンクリート製品製造機械の輸入および販売
- (18) ガソリンおよび石油製品の販売
- (19) 自動車、自動車部品の販売および整備
- (20) 冷暖房機器、厨房器具、家庭用電気製品および物置の販売
- (21) ハイウェイカードおよびテレホンカードの販売
- (22) 不動産の売買、賃貸および管理
- (23) 不動産の交換、賃借の代理および媒介
- (24) 損害保険代理業務
- (25) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業務
- (26) 生命保険の募集に関する業務
- (27) 物品のリース業
- (28) ゴルフ練習場の経営
- (29) 建設用資材の販売およびその付随工事の請負
- (30) 観光事業および飲食店の経営
- (31) 広告代理店および屋外広告デザイン、設備企画

- (3 2) 廃水処理装置、大気汚染防止装置、防音装置並びにプール、浴槽水の循環ろ過装置の設計、製作、施工および生活環境、作業環境、衛生環境の測定に関する事業
- (3 3) ホテル、旅館業
- (3 4) コンピューターソフトウェアの開発および販売
- (3 5) 電気設備資材の販売
- (3 6) 産業用電気機械器具、情報処理機器、情報通信機器、空調管理システムの販売および管理
- (3 7) 電気通信工事業、電気配線工事業、空調設備工事業
- (3 8) 学習塾の経営
- (3 9) 書籍・雑誌、ビデオソフト、コンパクトディスク、レーザーディスク、事務用物品、電池、携帯電話およびその附属品、カセットテープ、家庭用ゲーム機、ゲームソフトの販売
- (4 0) ビデオソフト、コンパクトディスク、レーザーディスクのレンタル業
- (4 1) プロパンガスの販売および供給設備の工事
- (4 2) ミネラルウォーターの製造販売
- (4 3) ゴルフ用品の買取、販売
- (4 4) 自動車の賃貸借・保管
- (4 5) チーズ類の加工および菓子類の製造販売
- (4 6) 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売に関する事業
- (4 7) 消費生活協同組合法にもとづく共済代理店業
- (4 8) 前各号に付帶関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を長野県長野市におく。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、3,783,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の株主はその有する単元未満株式につき、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(ア) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (イ) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (ウ) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (エ) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項および本定款に定めるものにかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎年9月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が代わる。

(株主総会決議事項)

第15条 株主総会においては、法令又は本定款に定めのある事項をその決議により定めるほか、当会社株式の大規模買付行為に関する対応策の導入、継続、変更及び廃止につき、その決議により定めることができる。

2. 前項における当会社株式の大規模買付行為に関する対応策とは、当会社が資金調達又は業務提携などの事業目的を主要な目的とせず、新株又は新株予約権の発行を行うことなどにより当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第20条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、20名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任議決は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第24条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は、(各自)会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1

名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

- 第25条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故ある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が代わる。
2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
 3. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第27条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

- 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

(取締役会規程)

- 第29条 取締役会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

- 第32条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

- 第33条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

- 第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有す

る株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議の方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第43条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第47条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(期末配当金)

第48条 当会社は、株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。

(中間配当)

第49条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第50条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の業務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

第 8 章 付 則

(実施)

第51条 この定款は、2022年9月29日から実施する。